

## 立命館慶祥中学校・高等学校教育振興会 会則

### 第1条 名称

この会は、立命館慶祥中学校・高等学校教育振興会と称する。

### 第2条 目的

この会は、立命館慶祥中学校・高等学校（以下、同校と略する）の教育に協力・支援を行い、地域社会に開かれた新しい学校づくりに資することを目的とする。

### 第3条 事業

前条の目的を達成するため、以下のような事業を行う。

- 1 同校の教育活動の発展、生徒の文化・スポーツ活動の高度化のための支援
- 2 同校教育資源を活用し、会員および市民を対象としたエクステンション事業への支援
- 3 同校の、北海道における新しい私学づくりにむけた連携・共同ネットワーク形成への支援

### 第4条 会員

この会の会員は以下のとおりとする。

- 1 生徒保護者 全員加入とする。
- 2 卒業生保護者 任意加入とする。
- 3 賛助会員 会の趣旨に賛同する同校卒業生、退職教職員、立命館大学校友、大学学生父母、市民などの個人および法人、団体、企業など。

なお、加入にあたっては、常任幹事会および学校の承認を必要とする。

### 第5条 組織

#### (1) 機関

この会に以下の機関を置く。

- 1 総会 年1回、総会を開催し、年間活動方針、予算、役員の選出を行う。
- 2 幹事会 幹事は各年度の卒業生保護者から5名、在校生保護者から3名以上、同窓生から2名を選出する。幹事は幹事会を構成し、総会の決定を執行する。また、会の事業目的にかなうもので、新たな緊急の事業を行う必要がある場合は幹事会にて決定し、後に総会の承認を得るものとする。

#### (2) 学校との協議機関

会の事業展開については同校と協議のうえ進めるものとする。役員と同校校長との定期的意見交換の場を設ける。

#### (3) 専門部

会に必要な専門部を設ける。各部の部長は常任幹事があたり、部員は幹事および会員から募る。

### 第6条 役員

この会に以下の役員を置く。任期は2年とし、再任を妨げない。

- 1 常任幹事 幹事の中から、常任幹事5名以上を選出し、日常の執行にあたる。
- 2 会長 総会において、会長1名を選出する。
- 3 副会長 総会において、3名以内の副会長を選出する。
- 4 監査 総会において、2名の監査を選出する。
- 5 顧問 この会に顧問をおくことができる。

## 第7条 財 政

会の財政は会員の会費によってまかなう。

- 1 生徒保護者 年額12,000円  
なお、在校生が2名以上いる保護者は1会員として扱う。
- 2 卒業生保護者 一口10,000円  
一口以上何口でも可とする。また、数年分の会費を前納することもできる。
- 3 賛助会員
  - ・個人の場合 一口10,000円
  - ・法人・団体・企業等の場合 一口30,000円一口以上何口でも可とする。また、数年分の会費を前納することもできる。

## 第8条 事務局

事務局は、同校事務室に置き、同校事務長が統括する。

### 附 則

- 本会則は、1999年2月20日より施行する。
- 本会則は、2000年4月1日より施行する。
- 本会則は、2001年4月1日より施行する。
- 本会則は、2010年4月1日より施行する。